

II 防 衛

1 防衛力整備概観

	年度	方 針	艦 船	航 空 機	人 員
	27		32,230 トン		7,828 人
	28		57,781	7 機	10,689
	29		68,075	48	16,385
	30		79,147	66	20,388
	31		89,686	86	24,061
	32		96,821	151	26,062
1 次 防	33	わが国の防衛に必要な骨幹的防衛力の整備	95,605	199	27,653
	34		111,109	203	30,436
	35		120,319	218	33,174
2 次 防	36	在来型兵器の使用による局地戦以下の侵略に対し、有効に対処しうる防衛体制の基盤の確立	129,435	219	36,101
	37		127,406	247	37,811
	38		131,384	237	38,837
	39		135,022	240	39,943
	40		144,128	234	40,596
	41		149,638	228	40,976
3 次 防	42	通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対応しうる効率的な防衛力の整備	153,132	227	41,626
	43		153,081	231	42,207
	44		161,035	249	42,572
	45		163,880	250	43,063
	46		171,165	249	43,704
4 次 防	47	通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対応しうる効率的な防衛力の整備	184,443	267	44,924
	48		184,860	284	46,034
	49		194,528	296	45,962
	50		194,842	304	46,426
	51		194,095	309	46,666
	52		196,735	307	46,706

注：艦船は就役トン数を，航空機は実機数を，人員は定員をそれぞれ示す。

定員については，防衛2法案不成立で次年度等に持越された場合も，当該年度の増員として表わしている。

2 国防の基本方針

(昭和32年5月20日国防会議及び閣議決定)

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- 一 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- 二 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- 三 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- 四 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

3 防衛力整備目標について

(昭和32年6月14日国防会議決定及び閣議了解)

(第1次防衛力整備計画)

国防会議においては、かねて防衛力整備計画につき、慎重な検討を行ってきたが、この程、当面の整備目標の大綱について意見の一致をみ、その旨、内閣総理大臣に対し中間報告がなされた。

その内容は次のとおりであるが、細部については引続き検討を進めることとなっている。

- 一 「国防の基本方針」に従い、国力国情に応じた必要最小限度の自衛力を整備するため、さしあたり、昭和33年度から昭和35年度(一部、昭和37年度)までの3カ年につき、防衛力整備計画を策定する。
- 二 この計画においては、陸上自衛隊については自衛官18万人、海上自衛隊については艦艇約12万4千トン、航空自衛隊については、

航空機約1千3百機を整備することを目標とする。

三 この目標は、次の点に留意して作成された。

(一) 各種新式兵器については、自衛のため必要な限度において当面研究開発の面に力を注ぐとともに、重要装備品について逐次その改善を図る。

(二) 装備品の整備については、国内生産によるもののほか、艦艇及び航空機の一部を始めとし、なお、相当部分につき米国よりの供与を予定する。

四 この目標は、内外情勢の推移等に伴って随時、再検討せられるものとし、特に科学技術の進歩に即応して、新式武器の研究開発の促進並びに編成及び装備の刷新をはかり、もって防衛力の質的充実を期する。

五 この目標の達成に当っては、常に経済の安定を害しないように留意し、特に年次別の増勢については、財政事情を勘案し、民生安定のための諸施策との均衡を考慮しつつ、弾力的にこれを決定する。

六 防衛力の整備と相俟って、防衛産業の整備について所要の措置を講ずる。

4 第2次防衛力整備計画につ

いて(昭和36年7月18日国防会議及び閣議決定)

一 第2次防衛力整備計画作成の趣旨

わが国内外の諸情勢の推移を見通し、わが国に対し起り得べき脅威に対処して、有効な防衛力の計画的かつ、円滑な整備を図るため、国防の基本方針に則り、昭和37年度より昭和41年度に至る第2次防衛力整備計画を作成する。

二 防衛力整備の方針は左記の通りである。

(i) 日米安全保障体制の下に、在来型兵器の

使用による局地戦以下の侵略に対し、有効に対処しうる防衛体制の基盤を確立するため、昭和36年度末までに達成される骨幹的防衛力の内容充実を行い、併せて科学技術の進歩に即応した精鋭な部隊建設のための基礎を培い、もって陸、海、空自衛隊の総合防衛力の向上を図るものとする。

(ロ) 骨幹的防衛力の内容充実については、装備の近代化及び損耗分の計画的更新、機動力の増強、後方支援態勢の強化、特に、基地等後方施設の整備充実、おおむね1か月分の弾薬等の備蓄等に重点をおくものとする。

(ハ) 精鋭な部隊の建設に関しては、誘導兵器の進歩に即応し、対空誘導弾の導入を図るとともに、その他の近代的精鋭な装備の一部整備及び運用研究を行うものとする。

(ニ) 右のほか、防衛力の向上に資するため、情報機能を整備充実し、技術研究開発を推進するとともに、国土、国民に密着した防衛力とするため、災害救援、公共事業への協力等民生協力面の施策及び騒音防止対策を重視するものとする。

三 防衛力整備目標

(イ) 以上の方針に基づく昭和41年度末における整備目標は、陸上自衛隊については自衛官18万人、予備自衛官3万人、海上自衛隊については艦艇約14万トン、航空自衛隊については航空機約1千機、そのほか地对空誘導弾部隊4隊とする。

(ロ) この計画実施のため必要な防衛庁費については、年平均195億円増乃至215億円増程度と見込まれるが、各年度毎の予算は、その時々々の財政経済事情を勘案し、民生安定その他一般の諸施策との均衡を考慮してこれを決定する。

(ハ) 計画実施に際しては、内外情勢の推移等

に伴って、戦略構想等に基づき、長期的見通しに留意しつつ、随時再検討せられるものとし、必要ある場合はすみやかにこれを修正する。

5 第3次防衛力整備計画

5-1 第3次防衛力整備計画の大綱

(昭和41年11月29日 国防会議及び閣議決定)

一 国防の基本

わが国の国防は、「国防の基本方針」(昭和32年5月20日閣議決定)にのっとり、近隣諸国との友好協力関係を確立し、国際緊張の緩和を図る等の外交施策と、経済的、社会的発展を図る等国家の安全を保障するに必要な内政諸施策とを講じるとともに、日米安全保障体制を基調として、侵略に対する抑止力として有効な防衛力を整備し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることを基本とする。

二 計画の方針

(一) 一般方針

わが国が整備すべき防衛力は、通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対応しうる効率的なものを目標とする。この目標を漸進的に達成するため、第3次防衛力整備計画においては、現在の防衛力を基盤として、内外の情勢、国力の伸長、国際的地位の向上等を勘案しつつ、陸、海、空自衛隊の内容の充実、強化を図るとともに、自衛隊員の士気を高揚し、精強な部隊の建設に努める。

また、技術研究開発を推進し、装備の近代化および国内技術水準の向上に寄与する

Ⅱ 防 衛

とともに、装備の適切な国産を行い、防衛基盤の培養に資するものとする。

この場合、次の諸点に留意する。

1 防衛力の向上については、特に周辺海域防衛能力および重要地域防空能力の強化ならびに各種の機動力の増強を重視する。

2 陸，海，空自衛隊の有機的協力体制を進め、三自衛隊の総合的運用効果を高めるよう配慮する。

3 所要の隊員を確保し、士気の高揚および練度の向上を図るため、処遇改善等の人事諸施策を推進するとともに、教育訓練体制を充実する。

4 有事の際すみやかに事態に対処し、行動能力を継続的に維持しうるよう弾薬の確保等後方体制の充実を図る。

5 防衛力を国民的基盤に立脚したものとすため、広報活動、民生協力施策等を強化する。

(一) 主要整備目標

第3次防衛力整備計画における主要整備目標を次のとおりとする。

1 陸上自衛隊関係

現有部隊の充実等のため、自衛官の編成定数を18万人とする。

機動力を向上し、防空能力を強化するため、ヘリコプター、装甲車および地对空誘導弾部隊を増強するとともに、新装備の導入を行い、装備体系を改善するほか、戦車、対戦車火器等の更新、増強を行う。

2 海上自衛隊関係

周辺海域の防衛能力および海上交通の安全確保能力を向上するため、護衛艦、潜水艦等各種艦艇の増強、近代化を図るとともに、新固定翼対潜機、飛行艇等を

整備する。

3 航空自衛隊関係

重要地域の防空力を強化するため、地对空誘導弾部隊を増強し、新戦闘機の整備に着手するとともに、警戒管制組織の自動化を完成する等警戒管制能力の向上、近代化を図る。

4 技術研究開発関係

高等練習機、レーダー搭載警戒機、輸送機等の航空機、短距離地对空誘導弾等の各種誘導弾その他各種の装備、器材についての研究開発を行うとともに、技術研究開発体制を強化する。

(二) 計画の実施

第3次防衛力整備計画は、国の経済力の伸長に応じ、国の他の施策と調和して実施するものとし、各年度ごとの予算は、その時々の経済財政事情を勘案し、他の一般諸施策との均衡を考慮しつつ、これを決定する。

三 計画の期間

第3次防衛力整備計画の期間は、昭和42年度から昭和46年度までとする。

本計画大綱にもとづき、防衛力整備の主要項目の内容を引き続きすみやかに検討し、作成するものとする。

5-2 第3次防衛力整備計画の主要項目

(昭和42年3月13日国防会議決定
同年3月14日閣議決定)

「第3次防衛力整備計画の大綱」(昭和41年11月29日閣議決定)にもとづく防衛力整備の主要項目を次のとおりとする。

一 海上防衛力の強化

沿岸、海峡など周辺海域の防衛力の強化につとめるとともに、海上交通の安全確保能

力を向上する。

このため、艦対空誘導弾とう載艦、ヘリコプターとう載艦等の護衛艦 14 隻および潜水艦 5 隻を含む艦艇 56 隻約 48,000 トンを建造するほか、固定翼の対潜機 60 機、対潜ヘリコプター 33 機等の航空機を整備する。

二 防空力の強化

(1) 防空力の強化のため、地对空誘導弾ホークを装備する部隊および非核弾頭専用で改修した地对空誘導弾ナイキ・ハーキュリーズを装備する部隊を、それぞれ二隊編成し、さらに各一隊の編成の準備をする。

なお、ナイキ・ハーキュリーズの誘導弾およびホークは国産する。

(2) 将来における防空要撃能力の向上のため、新戦闘機の機種を選定の上、その整備に着手する。

三 陸上防衛力の向上

(1) 機動力の向上のため、大型、中型のヘリコプター 83 機および装甲輸送車約 160 両を取得するほか、輸送機 10 機を整備する。また、戦車約 280 両を更新する。

(2) 部隊の新たな編成および現有部隊の充実のため、陸上自衛官の定数を 8,500 人増加する。

四 以上のほか、教育訓練体制、救難体制等の充実を図るため

(一) 各種の訓練用、救難用等の航空機 55 機および訓練支援艦等の艦艇 4 隻約 5,000 トンを整備する。

(二) 超音速の高等練習機について、国内開発を行うとともに、当面の操縦士教育のために、別途検討のうえ、必要な措置を講ずる。

5-3 第3次防衛力整備計画の所要経費について

(昭和42年3月13日国防会議決定、同年3月14日閣議決定)

第3次防衛力整備計画の実施に必要な5か年間の防衛関係経費の総額は、2兆3,400億円をめぐり、上下に250億円程度の幅を見込むものとする。

6 第4次防衛力整備計画

6-1 第4次防衛力整備5か年計画の取扱いについて

(昭和47年2月7日国防会議決定、同年2月8日閣議決定)

一 昭和47年度を初年度とする第4次防衛力整備5か年計画の大綱を別紙のとおり決定する。

二 同計画の主要項目の内容については、本年夏以降において決定するものとする。

別紙

第4次防衛力整備5か年計画の大綱

一 国防の基本

わが国の国防は、「国防の基本方針」(昭和32年5月20日閣議決定)にのっとり、近隣諸国との友好協力関係を確立し、国際緊張の緩和を図る等の外交施策と、経済的、社会的発展を図るに必要な内政諸施策とを講じるとともに、日米安全保障体制を基調として、侵略を抑止する防衛力を整備し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることを基本方針とする。

二 整備方針

わが国が整備すべき防衛力は、通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対応しうる効率的な

II 防 衛

もの为目标とする。この目标を漸進的に達成するため、昭和47年度から昭和51年度にいたる第4次防衛力整備5か年計画においては、現在の防衛力を基盤として、陸、海、空自衛隊の内容充実、強化を図るとともに、自衛隊員の士気を高揚し、精強な部隊の建設に努める。この場合、次の諸点に留意する。

- (一) 防衛力の向上については、とくに周辺海域防衛能力および重要地域防空能力の強化ならびに各種の機動力の増強を重視する。
- (二) 陸、海、空自衛隊の有機的協力体制を進め、三自衛隊の総合的運用効果を高めるよう配慮する。
- (三) 所要の隊員を確保し、士気の高揚を図るため、隊員の処遇改善等、所要の人事諸施策を推進する。
- (四) 部隊の練度を向上し、防衛力を充実するため、教育訓練体制および後方支援体制を強化する。
- (五) 技術研究開発を推進し、装備の近代化および国内技術水準の向上に寄与するとともに、装備の適切な国産化を行い、防衛基盤の培養に資するものとする。
- (六) 防衛力を国民的基盤に立脚したものとするため、広報活動、民生協力施策等を強化する。
- (七) 沖縄の施政権返還に伴い、同地域の防衛を担当するとともに、災害派遣その他の民生協力をを行うため、所要の部隊を整備する。

三 主要整備内容

(一) 陸上自衛隊

自衛官の編成定数は18万人とする。

機動力および火力を向上するため、戦車、装甲車、自走火砲、ヘリコプター等を整備するとともに、防空能力を強化するため、地对空誘導弾部隊を増強する。

(二) 海上自衛隊

周辺海域の防衛能力および海上交通の安全確保能力を向上するため、護衛艦、潜水艦等各種艦艇の増強、近代化を図るとともに、対潜航空機等の整備を行う。

(三) 航空自衛隊

重要地域の防空力を強化するため、地对空誘導弾部隊を増強し、要撃戦闘機部隊を整備するとともに、警戒管制能力の向上、近代化を図る。

また、偵察機、高等練習機、輸送機について新機種を採用する等、各種航空機の更新、近代化を推進する。

(四) 技術研究開発

各種誘導弾、電子機器ならびに対潜哨戒および早期警戒機能向上のための各種装備等の研究開発を行うとともに、技術研究開発体制を強化する。

四 第4次防衛力整備5か年計画は、国の他の施策と調和して実施するものとし、各年度ごとの予算は、そのときどきの経済財政事情を勘案し、他の一般諸施策との均衡を考慮しつつ、これを決定する。

6-2 第4次防衛力整備5か年計画の主要項目

(昭和47年10月9日国防会議及び閣議決定)

第4次防衛力整備5か年計画の主要項目は、次のとおりとする。

一 陸上自衛隊

機動力および火力を向上するため、戦車280両(うち新型戦車160両)、装甲車170両(うち新型装甲車136両)、自走火砲90門を整備するほか、ヘリコプター154機等作戦

用航空機159機を整備する。また、防空能力を強化するため、地对空誘導弾ホークを装備する部隊3群を増強する。

二 海上自衛隊

周辺海域の防衛能力および海上交通の安全確保能力を向上するため、ヘリコプターとう載護衛艦2隻、艦対空誘導弾とう載護衛艦1隻、艦対艦誘導弾とう載護衛艦1隻を含む護衛艦13隻、潜水艦5隻および補給艦1隻等各種艦艇54隻約69,600トンを建造するほか、対潜航空機87機等作戦用航空機92機を整備する。

三 航空自衛隊

防空力を強化するため、地对空誘導弾ナイキJを装備する部隊2群を増強し、さらに1群の編成を準備するとともに、要撃戦闘機(F-4EJ)46機を整備するほか、警戒管制能力の向上、近代化を図る。

また、偵察機(RF-4E)14機、高等練習機(T-2)59機、支援戦闘機(FS-T2改)68機、輸送機(C-1)24機を整備する等航空機の更新、近代化を推進する。

四 技術研究開発

空対艦誘導弾を含む各種誘導弾ならびに対潜哨戒および早期警戒機能向上のための電子機器等の研究開発を行う。

五 民生協力

防衛力をさらに広く国民的基盤に立脚したものとするため、部隊の施設作業能力を増強して災害派遣その他の民生協力のための活動を積極的に実施する。

六 計画の実施に際しては、長期的見通しに留

意しつつ、随時再検討するものとし、必要な場合はすみやかにこれを修正する。

【備 考】

1 自衛隊員の生活環境の整備充実、技能訓練の拡充等処遇改善のための施策を推進するものとする。

2 第4次防衛力整備5か年計画の実施に必要な防衛関係経費の総額は、おおむね4兆6,300億円程度と見込まれるが、各年度ごとの予算は、その時々々の経済財政事情を勘案し、他の一般諸施策との均衡を考慮しつつ、これを決定するものとする。

6-3 第4次防衛力整備5か年計画の策定に際しての情勢判断及び防衛の構想

(昭和47年10月9日 国防会議及び閣議決定)

一 情勢判断

最近の国際情勢は、かつての厳しい東西対立期を脱し、全般的な方向としては多極化の方向をたどりつつあり、その間にあって緊張緩和傾向も見受けられる。米中、米ソ関係の進展、欧州における東西間交渉の進捗等はこの例であり、アジアにおいても朝鮮半島における対話に進展がみられつつある。また、日中国交正常化もアジアにおける緊張緩和に役立つものと考えられる。

しかしながら、アジア地域においては、米・ソ・中三大国の利害が依然複雑にからみ合い、全体として安定した緊張緩和状態に至っているとはみられず、また、その他の諸国間においても種々の緊張要因が存在している。このような情勢下において、全面戦争ないし、それに発展するおそれのある大規模な武力紛争が発生する公算がさらに減少しつつあるとみられるが、地域的ないし期間的に限定され

Ⅱ 防 衛

た武力紛争の生起する可能性を否定することはできない。

二 防衛の構想

わが国の防衛は、米国との安全保障体制を堅持しつつ、わが国みずからも有効な防衛力を保持して侵略を未然に防止することを基本とし、また、核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとする。

万一、侵略が発生した場合には、間接侵略及び小規模の直接侵略に対してはわが国が独力で、それ以上の規模の武力侵略に対しては米国の協力を得て、これを排除することとする。

6-4 文民統制強化のための処置について（昭和47年10月9日国防会議及び閣議決定）

- 一 通商産業大臣、科学技術庁長官、内閣官房長官のほか国家公安委員長を議員とする。
- 二 別紙の事項は、防衛庁設置法第62条第2項第5号の「重要事項」として、国防会議にはかることとする。

別 紙

- 一 自衛隊法の改正を要する部隊の組織、編成の変更
- 二 自衛官の定数の変更
- 三 左に掲げる装備の新型式のものについての種類及び数量

ただし、長期防衛力整備計画においてすでに装備の種類および数量が決定されている場合を除く。

- 1 陸上自衛隊の戦車、主要ミサイル兵器および作戦用航空機
- 2 海上自衛隊の護衛艦、潜水艦および作戦用航空機
- 3 航空自衛隊の作戦用航空機および主要ミ

サイル兵器

4 前3号以外の装備で、その整備計画が数年の長期にわたりかつ多額の経費を要するもの。

6-5 第4次防衛力整備5か年計画の主要項目の取扱いについて

（昭和50年12月30日国防会議決定、同月31日閣議決定）

最近における経済財政事情の変動等にかんがみ、別紙に掲げるものについてはその整備を取りやめ、第4次防衛力整備5か年計画の主要項目を変更する。

なお、当該別紙に掲げるものの取扱いについては、昭和52年度以降の防衛力整備計画等において改めて検討することとする。

別 紙

一 陸上自衛隊関係

74 式 戦 車	31 両
73 式装甲車	60 両
自 走 火 砲	70 門
作戦用航空機	
（ヘリコプター）	18 機

二 海上自衛隊関係

艦 艇	17 隻
	約 21,300 トン

内 訳

護 衛 艦	5 隻
（うち艦対艦誘導弾とう載護衛艦 1 隻）	
潜 水 艦	2 隻
そ の 他	10 隻
作戦用航空機	17 機
（うち対潜航空機 15 機）	

三 航空自衛隊関係

地対空誘導弾ナイキJを装備する部隊	1 群
支援戦闘機（FS-T2改）	42 機

7 昭和52年度以降の防衛力整備計画

7-1 防衛計画の大綱について

(昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定)

昭和52年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

別 紙

防衛計画の大綱

一 目的及び趣旨

わが国が憲法上許される範囲内で防衛力を保有することは、一つには国民の平和と独立を守る気概の具体的な表明であるとともに、直接的には、日米安全保障体制と相まって、わが国に対する侵略を未然に防止し、万一、侵略が行われた場合にはこれを排除することを目的とするものであるが、一方、わが国がそのような態勢を堅持していることが、わが国周辺の国際政治の安定の維持に貢献することともなっているものである。

かかる意味においてわが国が保有すべき防衛力としては、安定化のための努力が続けられている国際情勢及びわが国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が、当分の間、大きく変化しないという前提にたてば、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼とし、これをもって平時において十分な警戒態勢をとり得るとともに、限定的かつ小規模な侵略までの事態に有効に対処し得るものを目標とすることが最も適当であり、同時に、その防衛力をもって災害救援等を通じて国内の民生安定に寄与し得るよう配慮すべきものであると考えられる。

わが国は、従来、四次にわたる防衛力整備計画の策定、実施により、防衛力の漸進的な整備を行って来たところであるが、前記のような構想にたって防衛力の現状を見ると、規模的には、その構想において目標とするところとほぼ同水準にあると判断される。

この大綱は、以上のような観点にたった上で、今後のわが国の防衛のあり方についての指針を示すものであり、具体的な防衛力の整備、維持及び運用に当たっては、以下に示す諸項目に準拠しつつ、防衛力の質的な維持向上を図り、もってわが国の防衛の目的を全うし得るよう努めるものとする。

二 国際情勢

この大綱の策定に当たって考慮した国際情勢のすう勢は、概略次のとおりである。

最近の国際社会においては、国際関係の多元化の傾向が一層顕著になるとともに、諸国のナショナリズムに根ざす動きがますます活発化しており、他方、国際的相互依存関係が著しく深まりつつある。

このような状況の下で、特に軍事面で依然圧倒的比重を維持している米ソ両国の関係を中心に、東西間では、核戦争を回避し相互関係の改善を図るための対話が種々の曲折を経ながらも継続されており、また、各地域において、紛争を防止し国際関係の安定化を図るための各般の努力がなされている。

しかしながら、米ソ両国を中心とする東西関係においては、各種の対立要因が根強く存在しており、また、各地域においては、情勢の流動的な局面も多く、様々な不安定要因が見られる。

わが国周辺地域においては、米、ソ、中三国間に一種の均衡が成立しているが、他方、朝鮮半島の緊張が持続し、また、わが国近隣諸国の軍事力の増強も引き続き行われている。

II 防 衛

このような情勢にあって、核相互抑止を含む軍事均衡や各般の国際関係安定化の努力により、東西間の全面的軍事衝突又はこれを引き起こすおそれのある大規模な武力紛争が生起する可能性は少ない。

また、わが国周辺においては、限定的な武力紛争が生起する可能性を否定することはできないが、大国間の均衡的關係及び日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持及びわが国に対する本格的侵略の防止に大きな役割を果たし続けるものと考えられる。

三 防衛の構想

1 侵略の未然防止

わが国の防衛は、わが国自ら適切な規模の防衛力を保有し、これを最も効率的に運用し得る態勢を築くとともに、米国との安全保障体制の信頼性の維持及び円滑な運用態勢の整備を図ることにより、いかなる態様の侵略にも対応し得る防衛体制を構成し、これによって侵略を未然に防止することを基本とする。

また、核の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存するものとする。

2 侵略対処

間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を收拾することとする。

直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動し、防衛力の総合的、有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。この場合において、限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除することとし、侵略の規模、態様等により、独力で排除が困難な場合にも、あらゆる方法による強じんな抵抗を継続し、米国からの協力をまってこれを排除すること

とする。

四 防衛の態勢

前記三の防衛の構想の下に、以下に掲げる態勢及び次の五に掲げる体制を備えた防衛力を保有しておくものとする。その防衛力は、前記一においてわが国が保有すべき防衛力について示した機能及び態勢を有するものであり、かつ、情勢に重要な変化が生じ、新たな防衛力の態勢が必要とされるに至ったときには、円滑にこれに移行し得るよう配慮された基盤的なものとする。

1 警戒のための態勢

わが国の領域及びその周辺海空域の警戒監視並びに必要な情報収集を常続的に実施し得ること。

2 間接侵略、軍事力をもってする不法行為等に対処する態勢

(1) 国外からの支援に基づく騒じょうの激化、国外からの人員、武器の組織的な潜搬入等の事態が生起し、又はわが国周辺海空域において非公然武力行使が発生した場合には、これに即応して行動し、適切な措置を講じ得ること。

(2) わが国の領空に侵入した航空機又は侵入するおそれのある航空機に対し、即時適切な措置を講じ得ること。

3 直接侵略事態に対処する態勢

直接侵略事態が発生した場合には、その侵略の態様に応じて即応して行動し、限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力でこれを排除し、また、独力でこの排除が困難な場合にも有効な抵抗を継続して米国からの協力をまってこれを排除し得ること。

4 指揮通信及び後方支援の態勢

迅速かつ有効適切な行動を実施するため、指揮通信、輸送、救難、補給、保守整備等の

各分野において必要な機能を発揮し得ること。

5 教育訓練の態勢

防衛力の人的基盤の^{かん}養に資するため、周到な教育訓練を実施し得ること。

6 災害救援等の態勢

国内のどの地域においても、必要に応じて災害救援等の行動を実施し得ること。

五 陸上、海上及び航空自衛隊の体制

前記四の防衛の態勢を保有するための基幹として、陸上、海上及び航空自衛隊において、それぞれ次のような体制を維持するものとする。

このほか、各自衛隊の有機的協力体制の促進及び統合運用効果の発揮につき特に配慮するものとする。

1 陸上自衛隊

(1) わが国の領域のどの方面においても、侵略の当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施し得るよう、わが国の地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団等を有していること。

(2) 主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも一個戦術単位有していること。

(3) 重要地域の低空域防空に当たり得る地对空誘導弾部隊を有していること。

2 海上自衛隊

(1) 海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも1個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る1個護衛艦隊を有していること。

(2) 沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに、常時少なくとも1個隊を可動の態勢で維持し得る対潜水上艦艇部隊を有していること。

(3) 必要とする場合に、重要港湾、主要海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよ

う、潜水艦部隊、回転翼対潜機部隊及び掃海部隊を有していること。

(4) 周辺海域の監視哨戒及び海上護衛等の任務に当たり得る固定翼対潜機部隊を有していること。

3 航空自衛隊

(1) わが国周辺のほぼ全空域を常続的に警戒監視できる航空警戒管制部隊を有していること。

(2) 領空侵犯及び航空侵攻に対して即時適切な措置を講じ得る態勢を常続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び高空域防空用地対空誘導弾部隊を有していること。

(3) 必要とする場合に、着上陸侵攻阻止及び対地支援、航空偵察、低空侵入に対する早期警戒監視並びに航空輸送の任務にそれぞれ当たり得る部隊を有していること。

以上に基づく編成、主要装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

六 防衛力整備実施上の方針及び留意事項

防衛力の整備に当たっては、前記四及び五に掲げる態勢等を整備し、諸外国の技術的水準の動向に対応し得るよう、質的な充実向上に配慮しつつこれらを維持することを基本とし、その具体的実施に際しては、そのときどきにおける経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

なお、各年度の防衛力の具体的整備内容のうち、主要な事項の決定に当たっては国防会議にはかるものとし、当該主要な事項の範囲は、別に国防会議にはかった上閣議で決定するものとする。

1 隊員の充足についての合理的な基準を設定するとともに、良質の隊員の確保と士気高揚を図るための施策につき配慮すること。

Ⅱ 防 衛

2 防衛施設の有効な維持及び整備を図るとともに、騒音対策等環境保全に配慮し、周辺との調和に努めること。

3 装備品等の整備に当たっては、その適切な国産化につき配慮しつつ、緊急時の急速取

得、教育訓練の容易性、費用対効果等についての総合的な判断の下に効率的な実施を図ること。

4 防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発態勢の充実に努めること。

別 表

		自 衛 官 定 数	180,000 人
陸 上 自 衛 隊	基 幹 部 隊	平時地域配備する部隊	12 個 師 団 2 個 混 成 団
		機 動 運 用 部 隊	1 個機甲師団 1 個特科団 1 個空挺団 1 個教導団 1 個ヘリコプター団
		低空域防空用地対空誘導弾部隊	8 個高射特科群
		対潜水上艦艇部隊（機動運用） 対潜水上艦艇部隊（地方隊） 潜 水 艦 部 隊 掃 海 部 隊 陸 上 対 潜 機 部 隊	4 個護衛隊群 10 個 隊 6 個 隊 2 個掃海隊群 16 個 隊
海 上 自 衛 隊	主 要 装 備	対 潜 水 上 艦 艇 潜 水 艦 作 戦 用 航 空 機	約 60 隻 16 隻 約 220 機
	基 幹 部 隊	航空警戒管制部隊	28 個警戒隊
要撃戦闘機部隊		10 個飛行隊	
支援戦闘機部隊		3 個飛行隊	
航空偵察部隊		1 個飛行隊	
航空輸送部隊		3 個飛行隊	
警戒飛行部隊		1 個飛行隊	
高空域防空用地対空誘導弾部隊		6 個高射群	
航 空 自 衛 隊	主 要 装 備	作 戦 用 航 空 機	約 430 機

（注） この表は、この大綱策定時において現有し、又は取得を予定している装備体系を前提とするものである。

7-2 防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて

(昭和51年11月5日 国防会議及び閣議決定)

各年度の防衛の具体的整備内容のうち別紙に掲げる事項については、防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第62条第2項第5号に規定する「内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」に該当する事項としてあらかじめ指定する。

これに伴い昭和47年10月9日付閣議決定「文民統制強化のための措置について」第2項は廃止する。

(別紙)

- 一 自衛隊法(昭和29年法律第165号)の改正を要する部隊の組織、編成又は配置の変更
- 二 自衛官の定数及び予備自衛官の員数の変更
- 三 左に掲げる装備についての種類及び数量
 - 1 陸上自衛隊の戦車、主要ミサイル兵器及び作戦用航空機
 - 2 海上自衛隊の護衛艦、潜水艦及び作戦用航空機
 - 3 航空自衛隊の作戦用航空機及び主要ミサイル兵器
 - 4 前3号に掲げる装備以外の装備で、その整備に数年の長期を要し、かつ、多額の経費を要するもの
- 四 前項各号に掲げる装備に係る開発項目のうち、長期にわたり多額の経費を要するもの

7-3 当面の防衛力整備について

(昭和51年11月5日 国防会議及び閣議決定)

防衛力整備の実施に当たっては、当面、各年

度の防衛関係経費の総額が当該年度の国民総生産の百分の一に相当する額を超えないことをめどとしてこれを行うものとする。

7-4 昭和52年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項について

(昭和52年1月19日 国防会議決定)

昭和52年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項については、次のとおりとする。

1 自衛隊法の改正を要する部隊の編成等の変更

- (1) 輸送航空団の編成中飛行群を廃止し、輸送航空隊(仮称)を設置する。
- (2) 第3航空団の所在地を小牧市から三沢市に変更する。

(注) 上の(2)は、国防会議の答申を得て、当初昭和50年度に実施を予定していたが、法律が成立していないため未実施となっているものであり、昭和51年度中に実施できない場合に、昭和52年度において整備するものである。

2 自衛官の定数変更

自衛官の定数を次表のとおり増加する。

	(1) 当初昭和 50年度実 施予定分	(2) 当初昭和 51年度実 施予定分	(3) 昭和52年 度新規分	合 計
海上自衛隊	517人	294人	79人	890人
航空自衛隊	336人	341人	240人	917人
計	853人	635人	319人	1,807人

(注) 上の表の(1)及び(2)は、国防会議の答申を得て、当初昭和50年度又は昭和51年度に予定していたが、法律が成立していないため未実施となっているものであり、昭和51年度中に実施できない場合に、昭和52年度において整備するものである。

II 防 衛

3 装備についての種類及び数量

別表のとおり調達し、又は建造に着手する。

別 表

	種 類	数 量
陸上自衛隊	74 式戦車	48 両
	73 式装甲車	6 両
	74 式 105 mm 自走り榴弾砲	5 門
	75 式 155 mm 自走り榴弾砲	10 門
	地对空誘導弾ホーク改装用装備品	教育所要分
	連絡偵察機 (LR-1)	1 機
	観測ヘリコプター (OH-6J)	10 機
	多用途ヘリコプター (HU-1H)	3 機
	輸送ヘリコプター (V-107A)	1 機
対戦車ヘリコプター (AH-1S)	1 機	
海上自衛隊	護衛艦 (2,900 トン型)	1 隻
	護衛艦 (1,200 トン型)	1 隻
	潜水艦 (2,200 トン型)	1 隻
	掃海艇 (440 トン型)	2 隻
	敷設艦 (4,500 トン型)	1 隻
	対潜飛行艇 (PS-1)	1 機
	対潜ヘリコプター (HSS-2A)	4 機
航空自衛隊	要撃戦闘機 (F-4EJ)	12 機
	支援戦闘機 (F-1)	18 機
	輸送機 (C-1)	2 機

7-5 次期対潜哨戒機の整備について

(昭和52年12月28日国防会議決定)

(昭和52年12月29日閣議了解)

海上自衛隊の現用対潜哨戒機の減耗を補充し、その近代化を図るための次期対潜哨戒機については、昭和53年度以降、P-3C 45機を国産（一部を輸入）により取得するものとする。

なお、各年度の具体的整備に際しては、そのときどきにおける経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、これを行うものとする。

7-6 昭和53年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項について

(昭和52年12月29日国防会議決定)

昭和53年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項については、次のとおりとする。

装備についての種類及び数量

別表のとおり調達し、又は建造に着手する。

別 表

	種 類	数 量
陸上自衛隊	74 式戦車	48 両
	73 式装甲車	6 両
	74 式 105 mm 自走り榴弾砲	5 門
	75 式 155 mm 自走り榴弾砲	15 門
	地对空誘導弾ホーク改装用装備品	1 個高射特科群分
	連絡偵察機 (LR-1)	2 機
	観測ヘリコプター (OH-6D)	10 機
	多用途ヘリコプター (HU-1H)	2 機
	輸送ヘリコプター (V-107A)	1 機
対戦車ヘリコプター (AH-1S)	1 機	
海上自衛隊	護衛艦 (3,900 トン型)	1 隻
	護衛艦 (2,900 トン型)	1 隻
	潜水艦 (2,200 トン型)	1 隻
	掃海艇 (440 トン型)	2 隻
	対潜哨戒機 (P-3C)	8 機
	対潜ヘリコプター (HSS-2A)	4 機
航空自衛隊	要撃戦闘機 (F-15)	23 機
	支援戦闘機 (F-1)	15 機
	高等練習機 (T-2)	3 機

8 防衛力整備計画の達成状況

区 分		第 1 次 防 衛 力 整 備					第 2 次 防 衛 力 整 備						
		計 画	実 績	年 度 別 実 績			計 画	実 績	年 度 別 実 績				
				33 年 度	34 年 度	35 年 度			37 年 度	38 年 度	39 年 度	40 年 度	41 年 度
国 産 艦	護 衛 艦 (DDA)					4 隻	4 隻		1 隻	1 隻	1 隻	1 隻	
	護 衛 艦 (DDK)					12,000	12,000		3,000	3,000	3,000	3,000	
	護 衛 艦 (DD)	8 隻 14,400	3 隻 6,450	2 隻 3,400		1 隻 3,050							
	護 衛 艦 (DE)		2 隻 2,900		2 隻 2,900								
	潜 水 艦 (SS)	3 隻 2,100	4 隻 3,060		2 隻 1,500	2 隻 1,560	5 隻 8,000	4 隻 6,400		1 隻 1,600	1 隻 1,600	1 隻 1,600	1 隻 1,600
	駆 潜 艇 (PC)	20 隻 9,000	5 隻 2,250	2 隻 900	3 隻 1,350		3 隻 1,440	3 隻 1,440	1 隻 480	1 隻 480	1 隻 480		
	魚 雷 艇 (PT)		1 隻 120			1 隻 120							
	水 中 翼 船 (PTH)					1 隻 70							
	掃 海 艇 (MSC)	16 隻 5,600	8 隻 2,720	4 隻 1,360	2 隻 680	2 隻 680	14 隻 4,760	11 隻 3,740	2 隻 680	2 隻 680	2 隻 680	3 隻 1,020	2 隻 680
	掃 海 艇 (MSB)	4 隻 180											
	敷 設 艦 (MMC)						1 隻 2,000						
	潜 水 艦 救 難 艦 (ASR)		1 隻 1,250		1 隻 1,250		1 隻 1,500						
	給 油 艦 (AO)		1 隻 3,500			1 隻 3,500							
	輸 送 艦 (LST)		1 隻 1,650			1 隻 1,650							
	練 習 艦 (TV)						1 隻 3,500	1 隻 3,500					1 隻 3,500
	特 務 艇 (ASH)		1 隻 30	1 隻 30			2 隻 90	2 隻 90	1 隻 45			1 隻 45	
	小 計	51 隻 31,280	27 隻 23,930	9 隻 5,690	10 隻 7,680	8 隻 10,560	39 隻 47,360	30 隻 37,170	5 隻 3,205	6 隻 7,760	6 隻 7,760	7 隻 7,665	6 隻 10,780
	支 援 船						42 隻 5,734	38 隻 5,154	7 隻 1,230	6 隻 1,180	6 隻 971	10 隻 982	9 隻 791
	計	51 隻 31,280	27 隻 23,930	9 隻 5,690	10 隻 7,680	8 隻 10,560	81 隻 53,094	68 隻 42,324	12 隻 4,435	12 隻 8,940	12 隻 8,731	17 隻 8,647	15 隻 11,571
貸 供 与 艦	巡 洋 艦 (CL)	1 隻 6,000											
	駆 逐 艦 (DD)		4 隻 8,800	2 隻 4,100	2 隻 4,700								
	掃 海 艇 (MSC)		2 隻 620	2 隻 620									
	哨 戒 艇 (PB)		8 隻 144	8 隻 144									
	特 務 艇 (ASH)	1 隻 30	10 隻 300	6 隻 180	2 隻 60	2 隻 60							
	小 計	2 隻 6,030	24 隻 9,864	18 隻 5,044	4 隻 4,760	2 隻 60							
計	53 隻 37,310	51 隻 33,204	27 隻 10,734	14 隻 12,440	10 隻 10,620	81 隻 53,094	68 隻 42,324	12 隻 4,435	12 隻 8,940	12 隻 8,731	17 隻 8,647	15 隻 11,571	
航 空 機	P 2 V - 7	24	19	M 6	3	10	6	6	6				
	S 2 F - 1	41	44	M 32	M 12		5						
	P 5 M	6											
	P V - 2	2											
	U F - 2						6						
	R 4 D - 6	2	4	M 4			2						
	Y S - 11							2			1	1	
	S N B	9	8	M 8		M 1							
	B - 65 (P)		1				18	16	3	3	3	6	1
	S N J	13	2	M 2									
	K M - 2						15	15	15				
	H S S - 1	6	7	1	3	3							
	H S S - 2						23	23	11		4	4	4
S - 55 A		8			8								
S - 62							3		2			1	
BELL - 47 G						4	2				2		
計	103	93	53	18	22	81	67	35	5	7	13	7	

注：35年度の輸送艦(LST)1隻は購入艦であるが、国産艦として処理した。

MはMAP供与によるものを示す。

II 防 衛

区 分	第 3 次 防 衛 力 整 備						第 4 次 防 衛 力 整 備								
	計 画	実 績	年 度 別 実 績				計 画	実 績	年 度 別 実 績						
			42年度	43年度	44年度	45年度			46年度	47年度	48年度	49年度	50年度	51年度	
国 産 艦	護 衛 艦 (DDH)	2隻 9,400	2隻 9,400		1隻 4,700		1隻 4,700		2隻 10,400	2隻 10,400				1隻 5,200	1隻 5,200
	護 衛 艦 (DDG)	1隻 3,900	1隻 3,850					1隻 3,850	1隻 3,900	1隻 3,850		1隻 3,850			
	護 衛 艦 (DDK)	3隻 6,100	3隻 6,200	1隻 2,000		1隻 2,100		1隻 2,100	3隻 7,500	1隻 2,100			1隻 2,100		
	護 衛 艦 (DDA)							1隻 3,600							
	護 衛 艦 (DE)	8隻 11,600	7隻 10,150	1隻 1,450	2隻 2,900	1隻 1,450	2隻 2,900	1隻 1,450	6隻 8,850	5隻 5,850	3隻 4,350	1隻 1,500			
	潜水艦(SS)2,200t								2隻 4,400	1隻 2,200				1隻 2,200	
	潜水艦(SS)1,800t	5隻 9,000	5隻 9,000	1隻 1,800	1隻 1,800	1隻 1,800	1隻 1,800	1隻 1,800	3隻 5,400	2隻 3,600	1隻 1,800	1隻 1,800			
	魚 雷 艇 (PT)	5隻 450	3隻 300			1隻 100	1隻 100	1隻 100	6隻 780	2隻 200	1隻 100	1隻 100			
	掃 海 母 艇 (MST)	1隻 2,000	1隻 2,000			1隻 2,000									
	掃 海 艇 (MSC)	10隻 3,800	10隻 3,800	2隻 760	2隻 760	2隻 760	2隻 760	2隻 760	15隻 5,820	10隻 3,860	2隻 760	2隻 760	2隻 760	3隻 1,140	1隻 440
	掃 海 艇 (MSB)	4隻 168	2隻 100					2隻 100	4隻 200	4隻 200	2隻 100	2隻 100			
	機雷敷設艦(MMC)	1隻 2,000	1隻 2,000			1隻 2,000									
	補 給 艦 (AOE)								1隻 5,000	1隻 5,000					1隻 5,000
	潜水艦救難艦(ASR)	1隻 1,500	1隻 1,500	1隻 1,500					1隻 2,700						
	輸 送 艦 (LST)大								3隻 6,000	3隻 6,000	1隻 2,000	1隻 2,000	1隻 2,000		
	輸 送 艦 (LST)小		1隻 1,450				1隻 1,450		2隻 3,000	2隻 3,000	1隻 1,500			1隻 1,500	
	哨 戒 艇 (PB)	16隻 288	6隻 108				4隻 72	2隻 36	3隻 54	3隻 54	3隻 54				
	海洋観測艦(AGS)	1隻 1,500	1隻 1,500	1隻 1,500					1隻 2,000	1隻 2,000					1隻 2,000
	訓練支援艦(ATS)	1隻 2,000	1隻 2,000	1隻 2,000											
	特 務 艇 (ASH)	1隻 45													
小 計	60隻 53,751	45隻 53,358	8隻 11,010	6隻 10,160	8隻 10,210	12隻 11,782	11隻 10,196	54隻 69,604	37隻 48,314	14隻 10,664	9隻 10,110	4隻 4,860	6隻 10,040	4隻 12,640	
支 援 船	54隻 5,726	38隻 4,087	6隻 696	6隻 836	9隻 254	8隻 988	9隻 1,313	62隻 6,080.2	35隻 3,153.6	8隻 1,066	6隻 233	11隻 461.6	8隻 917	2隻 470	
計	114隻 59,477	83隻 57,445	14隻 11,706	12隻 10,996	17隻 10,464	20隻 12,770	20隻 11,509	116隻 75,684.2	72隻 51,461.6	22隻 11,730	15隻 10,343	15隻 5,321.6	14隻 10,957	6隻 13,110	
航 空 機	P 2 - J	46	46	13		11	11	11	43	36	8	8	8	6	
	P S - 1	14	12		2		5	5	9	8	1	1	2	2	
	U S - 1								3	3	1	2			
	Y S - 11M-A	1	1					1	1	1	1				
	Y S - 11T-A	4	4	1	2	1			2	2	2				
	B - 65	4	4		2	2									
	T C - 90								6	5	3	1	1		
	K M - 2	3	3		3				9	18		3	3	4	
	M A S H								1						
	H S S - 2	33	32	6	7	7	6	6	34	28	6	6	6	4	
	V - 107	4	4				2	2	5	3	1	1	1		
	S - 61 A								4	3		1	1	1	
	S - 62	6	6	2	3	1									
O H - 6 J								5	3	2	1				
BELL-47G-2A	6	6	1		4	1									
計	121	118	23	19	26	26	24	122	110	25	24	22	16		

9 国防会議の機構と開催状況

1 国防会議にはかる事項

- 国防の基本方針
- 防衛計画の大綱
- 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
- 防衛出動の可否
- その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する主要事項

2 議 長

内閣総理大臣

構成委員

- 内閣法第9条の規程により、あらかじめ指定された国務大臣
- 外務大臣
- 大蔵大臣
- 防衛庁長官
- 経済企画庁長官

註) 議長が必要と認めるときは、関係の国務大臣、統幕議長その他関係者を出席させることができる。

3 開催状況一覧

回	年 月 日	議 事
1	31. 12. 8	議事運営規則について
2	32. 1. 19	32年度防衛力整備方針について
3	32. 5. 2	国防の基本方針及び防衛計画の大綱について
4	32. 5. 20	国防の基本方針について
5	32. 6. 6	防衛力整備目標について
7	32. 9. 10	P2V対潜哨戒機の整備について
8	33. 4. 12	次期戦闘機の整備について(F-11 F-1Fの採用内定)
9	34. 6. 15	次期戦闘機の整備について(内定の白紙還

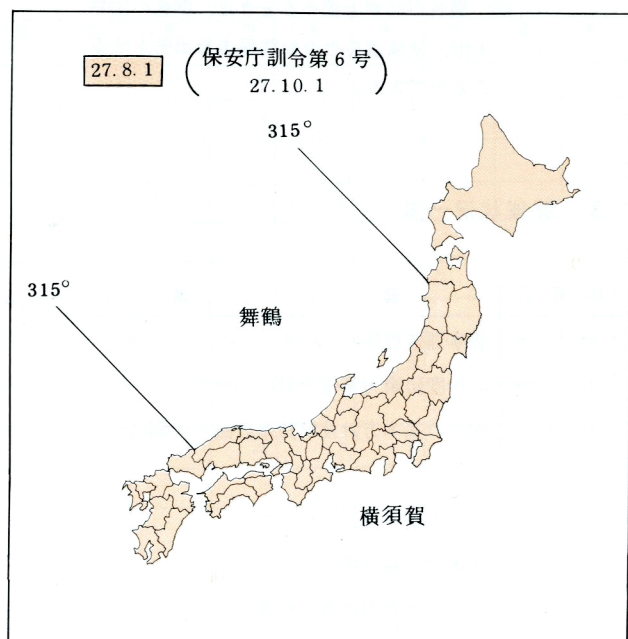
回	年 月 日	議 事
		元)
10	34. 11. 6	次期戦闘機の整備について(F-104の改造型の採用)
11	36. 1. 13	次期防衛力整備計画及び陸上自衛隊の改編について
12	36. 7. 18	第2次防衛力整備計画について
13	40. 1. 21	F-104 Jの生産追加について
14	41. 11. 29	第3次防衛力整備計画の大綱について
15	42. 3. 13	第3次防衛力整備計画の主要項目及び第3次防衛力整備計画の所要経費について
16	44. 1. 10	新戦闘機の整備について
17	47. 2. 7	第4次防衛力整備5か年計画の取扱いについて(第4次防衛力整備5か年計画の大綱)
18	47. 2. 25	昭和47年度防衛関係予算の修正について及び防衛関係予算中の主要項目の取扱いについて
19	47. 4. 17	自衛隊の沖縄配備について
20	47. 10. 9	第4次防衛力整備5か年計画の主要項目及び第4次防衛力整備5か年計画の策定に際しての情勢判断及び防衛の構想について
	47. 10. 9	文民統制強化のための措置について
21	48. 1. 15	昭和48年度防衛関係予算案のうち国防会議に付議すべき事項について
22	48. 1. 25	第71回国会提出防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案中の国防会議付議事項について
23	48. 12. 28	昭和49年度防衛関係予算案中の国防会議への付議事項について
24	49. 11. 26	昭和49年度防衛関係予算に係る「重要事項」の取扱いについて
25	50. 1. 10	昭和50年度防衛関係予算案中の国防会議付議事項について
26	50. 12. 30	昭和49年度防衛関係予算に係る「重要事項」の取扱いについて
	50. 12. 30	第4次防衛力整備5か年計画の主要項目の取扱いについて
	50. 12. 30	昭和51年度関係予算中の国防会議付議事項について
27	51. 7. 13	日米安全保障協議委員会第16回会合について及び防衛計画の大綱の取扱いについて並

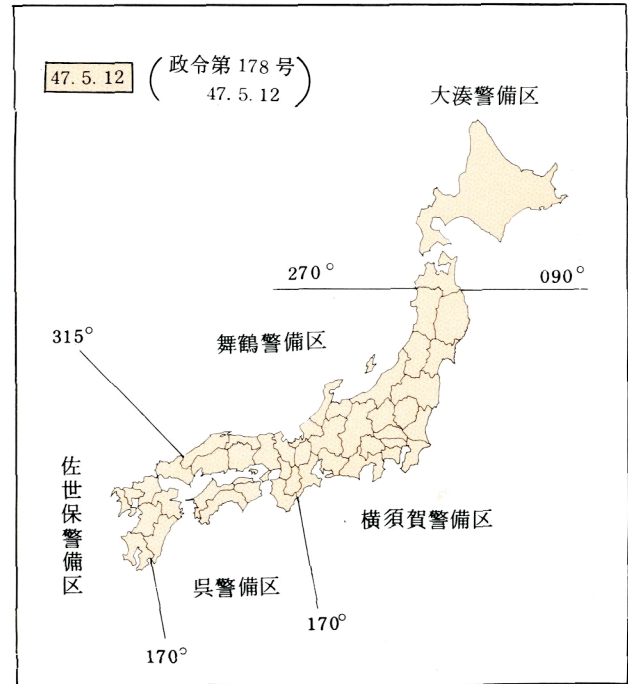
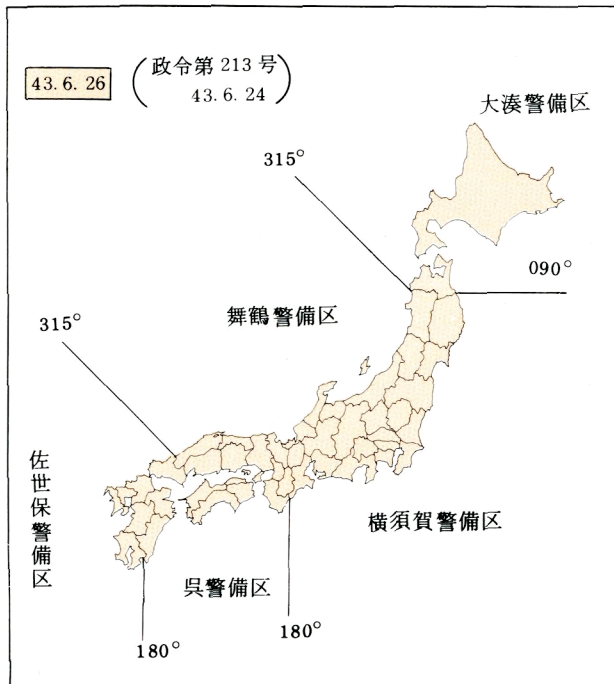
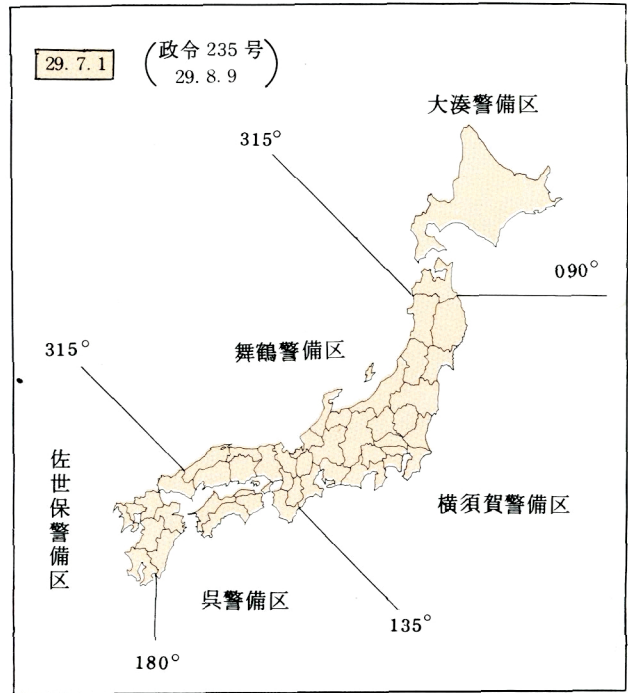
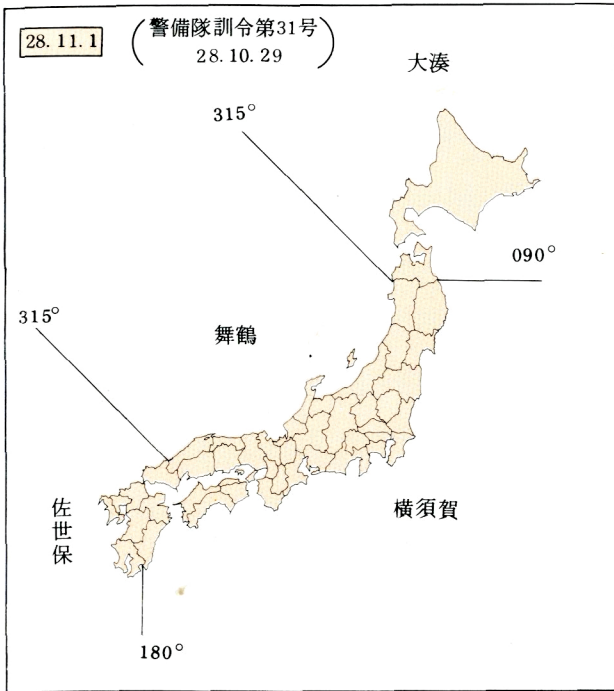
Ⅱ 防 衛

回	年 月 日	議 事
		びに軍事情勢等について
28	51. 8. 10	防衛計画の大綱について
29	51. 8. 20	防衛計画の大綱について
30	51. 10. 13	防衛計画の大綱について
31	51. 10. 20	防衛計画の大綱について
32	51. 10. 27	防衛計画の大綱について
33	51. 10. 29	防衛計画の大綱について
34	51. 11. 5	防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱 いについて
	51. 11. 5	当面の防衛力整備について
35	51. 12. 21	要撃戦闘機の整備について
36	52. 1. 7	昭和52年度防衛関係予算要求のうち国防会 議に付議すべき事項について

回	年 月 日	議 事
37	52. 1. 19	昭和52年度における防衛力整備内容のうち の主要な事項について
38	52. 8. 26	昭和53年度防衛関係予算要求のうち国防会 議に付議すべき事項について
39	52. 12. 12	昭和53年度防衛関係予算要求のうち国防会 議に付議すべき事項について
40	52. 12. 23	昭和53年度防衛関係予算要求のうち国防会 議に付議すべき事項について
41	52. 12. 28	次期対潜哨戒機の整備について
	52. 12. 28	新戦闘機の整備について
42	52. 12. 29	昭和53年度における防衛力整備内容のうち の主要な事項について

10 警備担当区域の変遷





注： 警備区の指定は、29年7月1日以降であり、それ以前の図は業務担当区域を示す。